

健康増進施設整備・運営事業
実施方針等に関する第1回質問及び意見への回答

令和3年（2021年）4月12日

西知多医療厚生組合

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答	
1	3	1	(1)	キ	(ア)	c	電波障害調査業務	電波障害調査業務・電波障害対策業務について、建物高さにより要・不要の場合がありますが、今回は、高さに関係なく調査・対策(必要な場合)が必要と考えてよろしいですか？ また、調査業務は、机上調査で不要との結果の場合、受信実施調査(電波測定車)は、不要と考えてよろしいですか？	前段: お見込みのとおりです。 後段: お見込みのとおりです。
2	3	1	(1)	キ	(ア)	c	電波障害調査業務	電波障害が発生しにくいと予想されますが、想定している電波障害があるのでしょうか。	想定しているものではありません。
3	3	1	(1)	キ	(イ)	d	近隣対応・対策業務(周辺家屋影響調査を含む。)	周辺家屋影響調査の対象範囲は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。範囲の想定がございましたらご教示ください。 また、調査方法は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	前段: 事業者提案を踏まえ、組合との協議により決定します。 後段: お見込みのとおりです。
4	3	1	(1)	キ	(エ)		維持管理業務	利用機能別利用者数において合計127,400人/年と設定されていますが、学校利用者を除いて127,400人/年の集客は難しいと思われるかもしれません。 維持管理・運営費を再検討していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
5	3	1	(1)	キ	(エ)	注	維持管理業務	事業期間が20年間と長いため、修理部品が無くなる設備機器も多数あります。そのような場合の対応も大規模修繕に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	修繕費が不足し修繕等ができない場合は、組合と事業者との協議により対応方法を検討します。
6	4	1	(1)	キ	(オ)	e	両市との利用調整業務	利用調整の窓口となる両市の部署をご教示ください。また各小学校にも窓口を設ける予定かご教示ください。	前段: 学校利用に関する利用調整窓口は、東海市学校教育課と知多市学校教育課です。各市の健康施策に関する利用調整窓口は、東海市健康推進課と知多市健康推進課です。 後段: 現時点では未定です。
7	4	1	(1)	ク	(ア)	a	設計及び建設・工事監理業務の対価	一時金や建設期間中の出来高払いはありますでしょうか	設計及び建設・工事監理業務の対価については、一時支払金はなく全て割賦払いとなります。
8	4	1	(1)	ク	(ア)	a	設計及び建設・工事監理業務の対価	設計及び建設・工事監理業務の対価につき、ご想定されている一時支払い分と割賦部分の割合をご教示いただけますでしょうか。	設計及び建設・工事監理業務の対価については、一時支払金はなく全て割賦払いとなります。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
9	4	1	(1)	ク	(ア)	a 設計及び建設・工事監理業務の対価	設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価は、「定期的 に支払う」とありますが、一時支払金は無い(全額、割賦支払い になる)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	4	1	(1)	ク	(ア)	a 設計及び建設・工事監理業務の対価	設計及び建設・工事監理の対価の一時金の有無をご教示くださ い。 ある場合には、支払いスケジュールをご教示ください。	設計及び建設・工事監理業務の対価については、一時支払金 はなく、本施設の引き渡し後に全て割賦払いします。
11	4	1	(1)	ク	(ア)	b 開業準備、維持管理及び運営業務の対価	開業準備は、事前の打合せなど施設引渡し前から発生しま すが、対価は初年度に含めての支払いとの理解でよろしいでし ょうか。	開業準備業務費として、本施設引渡し後に一括して支払う想 定です。 詳細は、入札公告時に提示します。
12	4	1	(1)	ク	(ア)	b 開業準備、維持管理及び運営業務の対価	開業準備、維持管理及び運営業務に係るサービス対価につ いて、「本施設の利用者から得る収入によって回収できない 開 業準備、維持管理及び運営業務費相当額」と記載がありますが、 運営費は運営費用より本施設の利用者から得る収入を差し引 いた分をサービス対価とする混合型との認識で宜しいでし ょうか。	お見込みのとおりです。
13	4	1	(1)	ク	(ア)	b 開業準備、維持管理及び運営業務の対価	開業準備期間中は、本施設利用者から得る収入が発生しな いことから、「開業準備に係るサービス対価」については、「設計 及び建設・工事監理業務に係るサービス対価」に含めていただ けないでしょうか。	ご意見として承ります。
14	4	1	(1)	ク	(ア)	b 開業準備、維持管理及び運営業務の対価	『事業者に対し、本施設引渡し後から事業期間終了時までの 間、定期的支払う』とありますが、例えば年度内の具体的なタ イミングや回数など、どのように想定されていますか。	詳細は、入札公告時に提示します。
15	4	1	(1)	ク	(イ)	a 利用料金等収入	有料駐車場に係る料金について、事業者が組合の承認を受け て定めるとの記述がございますが、プール等の使用料のよう に上限額の想定はございますか。	上限額の想定はありません。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
16	5	1	(1)	ク	(ウ)	利用料金等収入の還元	当初期待した以上の事業収益を享受できる場合はとありますが、どの程度上回ったらという基準についても提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	5	1	(1)	ク	(ウ)	利用料金等収入の還元	当初期待した以上の事業収益の目安は具体的に●%程度かご教示ください。	実施方針に関する質問回答No16をご参照ください。
18	5	1	(1)	ケ		使用料等の負担	目的外使用に自主事業(各種教室等・物品販売等)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	5	1	(1)	ケ		使用料等の負担	事業者が目的外使用を行う場合は、使用料を徴収する。とありますが、目的外使用料をお示しいただけますでしょうか？	詳細は、入札公告時に提示します。
20	5	1	(1)	ケ		使用料等の負担	目的外使用を行う場合は、使用料を徴収する。とありますが、各応募者の具体的な提案内容に大きく影響します。目的外使用とは何かを具体的に提示していただけないでしょうか。	目的外使用の判断については、個別に判断を行うため、個別対話にて提案内容を事前に確認してください。
21	5	1	(1)	コ		光熱水費の負担	維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。ただし、一定期間経過後、利用実績を踏まえた光熱水費の見直しを想定する。とありますが、具体的に、どのようなことを言わんとしているのでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
22	5	1	(1)	コ		光熱水費の負担	「一定期間経過後、利用実績を踏まえた光熱水費の見直しを想定」とありますが、光熱水費の見直しに関する条項が事業契約書に明記されるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
23	5	1	(1)	コ		光熱水費の負担	一定期間経過後、利用実績を踏まえた光熱水費の見直しを想定する。とありますが一定期間とはどの程度を想定しておられますか。それは利用量が概ね一定化する迄、と理解して宜しいでしょうか？ また『見直し』については、事業計画で想定した量と大差が出た場合、その差異の扱いについて、双方で協議する、と理解して宜しいでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
24	9	2	(3)	ア	(ア)	協力企業	「協力企業とは、代表企業及び構成企業が業務にあたらない場合に、当該業務を実施させる企業とする。」とあります。構成企業から業務の発注・委託を受け、各業務の一部を行う企業も協力企業とすることができるとの理解で宜しいでしょうか。	構成企業から業務の発注・委託を受け、各業務の一部を行う企業は、協力企業ではなく、下請企業となります。
25	9	2	(3)	ア	(ア)	協力企業	「協力企業とは、代表企業及び構成企業が業務にあたらない場合に、当該業務を実施させる企業とする。」とあります。構成企業との差はその他ございますか。	構成企業はSPCへの出資が必須であり、協力企業はSPCへの出資が必須ではありません。
26	9	2	(3)	ア	(ア)	協力企業	協力企業が代表企業または構成企業と業務を実施してもよいでしょうか	実施方針に記載のとおり、協力企業は、代表企業及び構成企業が業務に当たらない場合に、当該業務を実施させる企業です。なお、構成企業と協力企業の共同企業体の組成について特に制限は設けておりません。
27	9	2	(3)	ア	(ア)	入札参加者の構成等	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を行う企業が構成員となることは可能でしょうか。可能な場合は参加資格要件をご教示願います。	可能です。参加資格要件については、実施方針に記載のとおり、「組合の令和2・3年度(2020・2021年度)入札参加資格者名簿に登録されており、かつ各業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業」となります。
28	9	2	(3)	ア	(ア)	入札参加者の構成等	弁護士、会計士、税理士、SPC管理を行う企業等は構成企業や協力企業にならずにSPCより直接業務を受託することは可能でしょうか	可能です。
29	9	2	(3)	ア	(ア)	入札参加者の構成等	構成企業のSPCへの出資は必須でしょうか。	必須です。
30	9	2	(3)	ア	(ア)	入札参加者の構成等	「協力企業とは、代表企業及び構成企業が業務に当たらない場合に、当該業務を実施させる企業とする。」とありますが、協力企業への発注元はSPCでも業務実施企業でもよいのでしょうか。	SPCからの発注を想定しています。
31	9	2	(3)	ア	(ウ)	代表企業及び構成企業の出資	「代表企業及び構成企業の出資により」とありますが、構成企業の出資はマストでしょうか。出資しない構成企業もあり得るのでしょうか。	構成企業の出資は必須となります。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答	
32	9	2	(3)	イ		業務実施企業の参加資格要件	参加資格要件について、維持管理・運営業務を担当する企業も、入札参加資格者名簿に登録されている必要は御座いますでしょうか。	実施方針に記載のとおり、必要です。	
33	9	2	(3)	イ		業務実施企業の参加資格要件	入札参加資格者名簿登録は全ての構成企業、協力企業において必要であるとの理解でよろしいでしょうか。	代表企業を含め必要です。	
34	10	2	(3)	イ	(ア)	b	設計業務を行う者	実績について、民間施設(屋内プール付きスポーツジム等)の実施設設計業務でも可能でしょうか。	可能です。
35	10	2	(3)	イ	(イ)		建設業務を行う者	a~cの要件は、少なくとも1社が満たさなければならないとありますが、複数の建設企業で業務を実施する場合、仮にcの要件のみをクリアする企業とa・bの要件のみをクリアする企業で共同企業体を組成する場合、条件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	複数の建設企業で業務を実施する場合、仮にcの要件のみをクリアする企業とa・bの要件のみをクリアする企業がグループに含まれていれば、条件を満たします。
36	10	2	(3)	イ	(イ)	c	建設業務を行う者	建設業務のうち、一部の業務を実施する企業が、建設業務を行う者として構成企業または協力企業として参加が可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	10	2	(3)	イ	(イ)	c	建設業務を行う者	建設業務を行う者の要件として、特定建設共同企業体の設立要否に関する指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	10	2	(3)	イ	(イ)	c	建設業務を行う者	「両市のいずれかに本店があること。」とあります。本店の所在場所が東海市または知多市にあること、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	10	2	(3)	イ	(イ)	c	建設業務を行う者	「建設業務を行う者は、次に示す要件を全て満たさなければならない。」とあり、「c 両市のいずれかに本店があること。」が要件になっていることから、両市以外に本店がある建設企業は、単独で建設業務を行うことができないということでしょうか。(両市以外に本店がある建設企業が建設業務を行う場合は、両市のいずれかに本店がある建設企業とJVを組成する必要があるということでしょうか。)	前段: お見込みのとおりです。 後段: 両市のいずれかに本店がある建設企業を入札参加グループに加える必要がありますが、本条文は共同企業体の組成条件ではありません。入札参加資格の要件を満たす上では、共同企業体の組成は必須ではありません。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
40	10	2	(3)	イ	(イ)	c	建設業務を行う者 「両市のいずれかに本店があること。」と記載されていますが、知多市又は東海市に入札参加資格審査申請書を提出している企業であれば登録業種は建築工事(建築一式工事)以外の登録業種でも可能の理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	建設業務を行う者として、両市のいずれかに本店がある企業を入札参加グループに加える必要があります。なお、登録業種は建築工事(建築一式工事)以外の登録業種で構いません。
41	10	2	(3)	イ	(ウ)	b	工事監理業務を行う者 「官公庁が発注した～実績を有していること」とあるが、PFI方式での実績も官公庁発注実績と考えて良いか。	お見込みのとおりです。
42	10	2	(3)	イ	(ウ)	b	工事監理業務を行う者 工事監理業務を行う者の要件に官公庁が発注した床面積3,000㎡以上のスポーツ施設の工事監理業務を完了した実績となっているが、25M以上の屋内温水プール施設は、民間企業が发注した施設の工事監理業務を完了した実績でもよいと解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
43	11	2	(3)	イ	(エ)	a	維持管理業務を行う者 実績について、民間施設(屋内プール付きスポーツジム等)の維持管理業務も実績として認められると考えて宜しいでしょうか。	「屋内温水プールを含むスポーツ施設」であれば、民間施設での業務実績も対象とします。
44	11	2	(3)	イ	(オ)	a	運営業務を行う者 実績について、民間施設(屋内プール付きスポーツジム等)の運営業務も実績として認められると考えて宜しいでしょうか。	「屋内温水プールを含むスポーツ施設」であれば、民間施設での業務実績も対象とします。
45	12	2	(3)	エ			SPCの設立等 本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、SPCと金融機関との間で株式質権設定契約を締結することが一般的ですが、株式質権設定契約の締結の際には貴組合からの事前のご承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	関連書類を含め、組合が承諾できる内容であれば、承諾します。
46	12	2	(3)	エ			SPCの設立等 SPCの所在地を事業予定地内に設立することは不可とありますが、本施設の竣工後に本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	不可とします。
47	13	2	(5)	ア			提案等の審査 予定価格の公表をお願い致します。	入札公告時に提示する予定です。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
48	15	3	(3)			リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	今回のような新型ウィルスによる休館となった場合のリスク分担として、資料1リスク分担表の”NO.23不可抗力”リスクとして貴組合が主分担との解釈で宜しいでしょうか。	不可抗力についての詳細は入札公告時に提示します。
49	16	3	(4)	オ		モニタリングの結果	開業準備、維持管理及び運営業務に対する貴組合からのモニタリングによって減額となるサービスの対価の対象は開業準備、維持管理及び運営業務の対価であり、設計及び建設・工事監理業務の対価は対象外との理解でよろしいでしょうか。	モニタリングの考え方についての詳細は、入札公告時に提示します。
50	17	4	(1)			立地に関する事項	ふれあい広場 緑広場のフットボールセンターの施設概要、営業形態をご教示ください	当該施設の整備主体は愛知県サッカー協会のため、組合では把握しておりません。
51	17	4	(1)			立地に関する事項	上記フットボールセンターの整備は屋根付きでしょうか？	実施方針に関する質問回答No50をご参照ください。
52	17	4	(1)			立地に関する事項	給水は井戸でも可能でしょうか？	可とします。 ただし、水質等の問題により井水の利用ができない場合においても、サービス対価の増額はできません。
53	18	4	(2)			施設要件	例として採暖室やジャクジーがありますが、学校利用の際に採暖室やジャクジーは必要ないのでしょうか。	学校利用では、採暖室やジャグジーは必要ありません。
54	18	4	(2)			施設要件	提案施設においても、利用料金制(入館料)を導入した場合でも、建物及び土地の使用料は徴収しないものとの解釈で宜しいでしょうか。	原則、徴収しないものとします。
55	18	4	(2)			施設要件	表中の『提案施設』について、例が挙げられていますが、これらは事業予算内で整備する事が出来た場合、選定時に得点が有利となると考える事が出来ますか、それとも予算内は勿論のこと、極力整備費を抑制する方向が重視されますか。	詳細は、入札公告時に提示します。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
56	20	6	(2)	ウ	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	事業契約解除時における違約金及び損害賠償の記載がございますが、違約金の水準はどのように想定されてみえますでしょうか。プロジェクトファイナンスの調達においては、金融機関からSPCに違約金相当分のキャッシュリザーブをお願いされるケースがございますため、入札価格の抑制も含めて、事業の効率化の観点からは違約金は小額の方が良いと考えます。	詳細は、入札公告時に提示します。	
57	23	8	(4)	カ	実施方針等に関する第2回質問及び意見への回答	意見回答を5月下旬頃までと記載がありますが、計画を進める上で、早く回答頂けませんか？	第2回質問回答は入札公告に合わせて5月中旬までに公表します。	
58	25				資料1 リスク分担表	リスク分担表の中でリスク負担者が貴組合及び事業者の双方が主分担になっている項目が複数ありますが、リスクの棲み分けについてご教示願います。	詳細は、入札公告時に提示します。	
59	25	5			資料1 契約締結	PFI経緯に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、契約不能について組合、事業者の両者の負担となっております。組合および事業者の負担方法についてご教示下さい。	詳細は、入札公告時に提示します。	
60	25	18			資料1 住民対応	建設計画に伴う周辺住民等の対応については、本事業の計画段階ではないとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が実施する業務に起因するものは、事業者の負担となります。	
61	25	23			資料1 不可抗力	不可抗力について事業者が従負担となっております。事業者の負担についてはどの程度を想定されているのでしょうか。本事業で想定される建設段階および維持業務および運営管理段階での不可抗力リスクの考察をご教示下さい。また、不可抗力の発生により施設・設備等に損傷が出た場合の復旧費用については、組合の負担との理解で宜しいでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。	

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
62	25	23				資料1 不可抗力	『不可抗力』に今般のような、『コロナ禍』等の事象は適用されま すか。	実施方針に関する質問回答No48をご参照ください。
63	25	24				資料1 金利変動	No.24の金利変動リスクのうち、設計、建設期間における基準金 利設定までの金利変動リスクは貴組合が全て負担ではないで しょうか。また、事業者もリスク負担の場合はどのようなことを想 定されておりますでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
64	25	26 27				資料1 物価変動	物価変動について、組合と事業者の双方に●がついております が、具体的な指標があればお示しいただけないでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
65	26	35				資料1 債務不履行	事業者の債務不履行による事業中断・中止は事業者の負担と なっていますが、事業者の帰責性によらないものについては、 組合の負担との理解で宜しいでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
66	26	38				資料1 事業の中 断	法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害は事 業者も主分担となっておりますが、リスク分担表9にあるように法 制度の変更等による負担は組合側と想料します。事業者負担と する考え方をお示し頂けますでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
67	26	44				資料1 土地の瑕 疵	調査資料等で予見できることに関するものとありますが、一般的 に予見が難しいのが現実で、問題が発生した場合に発注者は 予見できたはずと、事業者はできなかったとお互いに見解が異 なる議論になります。事業者として提案書の施工計画書等で事 前に予見できた内容を提示するとの理解でよろしいでしょうか。	資料及び目視等により、通常想定される規模の設備配管・地中 障害物(埋設物)等が存在した場合、事業者側の費用負担とし ますが、予見不可能な地中障害物(埋設物)等が発見された場 合の対処費用については、協議の上、組合側が負担するものと します。
68	26	44				資料1 土地の瑕 疵	No.44の土地の瑕疵の調査資料等で予見できることに関するも ののリスク負担区分が”事業者”とありますが。記載の”調査資 料等で予見できる”とは、組合からの配布発信の資料等とのこと ですか。	本事業の公表資料、閲覧資料以外にもホームページ等で確認 できる資料です。
69	26	49				資料1 工期遅延	事業者の責にあたらぬ、不可抗力等による遅延については組 合が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
70	26	50				資料1 計画変更	軽微な変更の定量的目安をご教示ください。	詳細は、入札公告時に提示します。
71	26	50				資料1 計画変更	施設完成前に組合が発案した軽微な変更は事業者負担となっておりますが、想定される軽微な変更の内容についてご教示下さい。	詳細は、入札公告時に提示します。
72	26	54				資料1 引渡前施設損害	引渡し前施設損害について第三者等の事由による施設の損害について事業者が従負担となっております。事業者の負担についてはどの程度を想定されているのでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
73	26	57				資料1 引渡し手続き	施設の引渡しの手続きに伴う諸費用に関するものとありますが、事業者によって想定する項目が異なると思われます。公告の段階で具体的な諸費用の項目が提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	項目は、事業者の提案によるものとしますが、施設引渡しに必要な一切の費用は、入札価格に含めて提案してください。
74	27	60				資料1 光熱水費の変動	一定期間経過後、利用実績を踏まえて光熱水費を見直す予定となっております。一定期間経過後とはどの程度を想定されているのでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
75	27	60				資料1 光熱水費の変動	負担者組合の欄に従区分▲の表記がありますが、どのような場合にご負担頂くことを想定されていますか。	詳細は、入札公告時に提示します。
76	27	64				資料1 需要の変動	利用者数の大幅な増減は事業者負担となっておりますが、コロナなどでの人数制限や利用者の減少が全て事業者のリスクとなった場合、銀行からの融資が難しくなると思われます。適切な利用料金の補填はないのでしょうか。	実施方針に関する質問回答No48をご参照ください。
77	27	64				資料1 需要の変動	「本施設の一般利用に係る利用者数の大幅な増減に関するもの」とあります。増減の基準となるのは、要求水準書(案)12頁の利用機能別利用者数に記載の人数に対する増減との理解でよろしいでしょうか。	利用者数の想定は、事業者の提案によるものとします。
78	27	64				資料1 需要の変動	「本施設の一般利用に係る利用者数の大幅な増減に関するもの」とあります。要求水準書(案)12頁の利用機能別利用者数に記載の人数より入場者が下回った場合、入場料の不足分は事業者側のリスクとなるのでしょうか。	利用者数の想定は、事業者の提案によるものとしますが、入場料の不足分は事業者側のリスクとなります。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する質問への回答

No	頁	項目番号	項目等	質問内容	回答
79	27	65	資料1 需要の変動	利用者数の大幅な減少により、各種教室や物販の販売が減少した場合、事業の継続は不可能となります。事業者リスクが大きいと銀行からの融資が難しくなると思われます。適切な収益の補填はないのでしょうか。	組合による補填は想定していません。
80	27	69	資料1 施設損害	施設損害について第三者等の事由による施設の損害について事業者が従負担となっております。事業者の負担についてはどの程度を想定されているのでしょうか。	詳細は、入札公告時に提示します。
81	27	71	資料1 施設譲渡	20年経過すると、建物も設備もボロボロになるため、通常は15年～20年の間に大規模修繕を行います。譲渡にあたって事前に大規模修繕を行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。なお、大規模修繕の実施に当たっては、事業者提案を基に組合と事業者による協議を行います。
82				「知多市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」があります。今回は、対象外と考えてよろしいですか？	対象外とします。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する意見への回答

No	頁	項目番号					項目等	意見内容	回答
1	4	1	(1)	ク	(ア)	a	設計及び建設・工事監理業務の対価	設計及び建設・工事監理業務の対価(割賦支払分)に対する消費税相当額については、施設引渡年度に一括でお支払いいただきますようお願いいたします。平成30年度(2018年度)の税制改正において、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されており、設計及び建設・工事監理業務の対価(割賦支払分)は、割賦料が支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦料部分を含めた割賦元本全額が施設引渡し年度に売上として認識されます。そのため、割賦元金全額に対して受取消費税が課税されることになり、SPCに過大な資金負担が発生してしまいます。	ご意見として承ります。
2	4	1	(1)	ク	(ア)	a	設計及び建設・工事監理業務の対価	設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額は、運営・維持管理期間にわたる分割払いではなく、施設引渡年度に一括してお支払いいただけるようお願いいたします。 ※割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額に関して、施設引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、金融機関から消費税及び地方消費税額を加算した金額を借り入れする必要がありますが、消費税及び地方消費税額には割賦利息が付かないため、割賦払金では借入金を返済できなくなります。	ご意見として承ります。
3	4	1	(1)	ク	(ア)	a	設計及び建設・工事監理業務の対価	設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価の基準金利に関して、令和3年度(2021年度)でLIBORが廃止される予定のため、代替指標をご提示いただけるようお願いいたします。 ※代替指標の決定に関しては、金融機関の合意が必要となるため、貴組合、SPC(事業者)、金融機関の3者で協議できる旨を事業契約に反映していただきたいと思っております。	日本銀行等が定める後継金利指標を採用する予定です。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する意見への回答

No	頁	項目番号				項目等	意見内容	回答
4	4	1	(1)	ク	(ア) b	開業準備、維持管理及び運営業務の対価	「組合は、本施設の開業準備、維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業者の提案金額を基に決定した金額(本施設利用者から得る収入によって回収できない開業準備、維持管理及び運営業務費相当額)で、事業契約書に定める額を、事業者に対し、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。」とあります。要求水準書(案)12頁の利用機能別利用者数に記載の人数がございしますが、達成することは容易ではない数値と考えております。本施設利用者からの得る収入を前提に上記対価を設定すると、想定人数を下回った場合、事業の継続が困難となる可能性があります。サービス対価の考え方について、ご検討下さいますようお願いいたします。また、基本計画上で示された維持管理・運営費について、厳しい予算であることが想定されます。そちらについてもご検討下さいますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
5	8	2	(2)	オ	(ア)	基本協定	事業者の過度なリスクになるような基本協定書の連帯債務等は構成員及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があるため、帰責企業がリスクを負担する建付けとし、基本協定書の有効期間は事業契約締結までとして頂けますようご検討お願い致します。	ご意見として承ります。
6	12	2	(3)	エ		SPCの設立等	SPCによる事業モニタリングのやり易さ、会社運営事務の効率化の観点から、SPCを事業予定地内に設立することをご検討頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
7	21	7				法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	長期にわたる運営を行う事業支援のひとつとして、事業者には安価な設定でネーミングライツによる命名優先権を付与していただきたい。	ご意見として承ります。
8	25	5				資料1 契約締結	「議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能」について、事業者リスクには該当しないと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。

健康増進施設整備・運営事業

実施方針に関する意見への回答

No	頁	項目番号				項目等	意見内容	回答
9	25	22				資料1 第三者賠償	第三者賠償の上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償について、事業者側が従負担となっております。また、第三者の賠償において、組合、事業者のいずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、組合と事業者が分担して負担となっており、その負担方法については事業契約(案)にて示すとなっております。事業者が善管注意義務を果たした上避けることができない事由について、事業者側では対応できない事業であり、不可抗力に含まれると思料することから、組合負担とすること、あるいは協議事項により決定するとして頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
10	25	24				資料1 金利変動	設計、建設期間の金利変動について、事業者リスクには該当しないと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
11	25	27				資料1 物価変動	維持管理、運営期間中の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減は組合、事業者の負担となっております。PFI事業のサービス対価の改定にあたって使用される指標は、近年の急激な人件費上昇に伴った改定がなされず適正な雇用の確保が困難な状態となっております。実態に即した改定を行うこと、および品質維持の人材確保のため、最低賃金の改定に即した指標を採用して頂くことを求めます。	ご意見として承ります。
12	27	69				資料1 施設損害	施設引渡し後の第三者による損害については、事業者リスクに該当しないと考えますがいかがでしょうか。	ご意見として承ります。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
1	○			2	1	(3)	ア		表1-1 整備対象 施設について	健康施設と別棟、別用途の提案は可能でしょうか？	提案内容によります。個別対話にて提案内容を事前に確認してください。
2	○			2	1	(3)	ア		表1-1 整備対象 施設について	必須施設 飲食の規模等は事業者提案でよろしいでしょうか？基準程度規模等ありますでしょうか？	「添付資料7 必要諸室リスト」をご確認ください。
3	○			3	1	(3)	ウ	(イ) d	近隣対応・ 対策業務 (周辺家屋 影響調査を 含む。)	「周辺家屋影響調査」について、現地を確認しました所、事業地周辺に既存家屋が存在しません。発注者側で事前に想定される対象箇所や範囲等ございますか。	調査の上、必要に応じて実施してください。
4	○			5	1	(3)	エ	(ウ)	利用料金 等収入の 還元	利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、とありますが、大きく上回るとは、どの程度の基準でしょうか。また、下回った場合には、同じ基準で補填されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：事業者提案によるものとします。 後段：下回った場合の補填はしません。
5	○			5	1	(3)	エ	(オ)	光熱水費 の負担	事業者が光熱水費を負担するなかで、利用実績を踏まえた光熱水費の見直しというのは、どのような状況でどのような見直しを想定されていますか。	詳細は、入札公告時に提示します。
6	○			5	1	(3)	エ	(オ)	光熱水費 の負担	一定期間経過後、光熱水費の見直しをするとありますが、具体的にどのような対応を見込んでいるでしょうか？	要求水準書(案)に関する質問回答No.5をご参照ください。
7	○			5	1	(3)	エ	(オ)	光熱水費 の負担	「ただし、一定期間経過後、利用実績を踏まえた光熱水費の見直しを想定する。」とあります。一定期間はどの程度の期間を想定されていますでしょうか。また、見直しは増減共に対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.5をご参照ください。
8	○			6	1	(3)	エ		表1-2 本事業にお けるサービ スの対価・ 運営収入 の対象	「提案施設(収益機能)」の「施設設備」欄が「○」となっておりますが、要求水準書P2の表1-1に記載の通り、提案施設の例は必須施設内に設置される部屋や設備等が想定されており、本施設全体の整備費用から提案施設のみを整備費用を明確に区分することから困難なことから、提案施設の整備費用はサービス対価に含めていただけないでしょうか。(提案施設の整備費用は「●」に変更していただけないでしょうか。)	ご意見として承ります。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
9	○			6	1	(3)	エ		表1-2 本事業におけるサービスの対価・運営収入の対象 「提案施設(収益機能)」の「施設設備」欄が「○」となっていますが、提案施設の所有権は民間事業者(SPC)が保有することを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。(提案施設はBOT方式になるのでしょうか。)	提案施設も含め、本施設の所有権は組合が保有します。	
10	○			6	1	(3)	エ		表1-2 本事業におけるサービスの対価・運営収入の対象 提案施設についてはすべて事業者負担となっています。表1-1提案施設の例に示されているような施設の整備維持管理運営は、すべて組合からのサービス対価の対象外ということでしょうか？	お見込みのとおりです。	
11	○			8	1	(6)	ア		立地条件 「知多市フットボールセンターの整備が予定されている」とあります。フットボールセンターの整備の工事開始予定と供用開始予定についてご教示ください。	当該施設の整備主体は愛知県サッカー協会のため、組合では把握しておりません。	
12	○			8	1	(6)	ア		立地条件 本施設は知多運動公園内の知多市営海浜プール敷地(約 21,806 m ²)の一部に整備とありますが、敷地内の東側に残る残地について利用方法及び利用方針についてご教示ください	知多市営海浜プール敷地の残地は、知多市の所有地であり、利用方法及び利用方針については、現時点では未定と聞いております。	
13	○			9	1	(6)	ア		表1-3 事業予定地の概要 既設プールの解体工事の際の解体範囲、特に地中状況(残置杭)についての現時点での想定、また植栽等の撤去範囲等の計画についてご教示ください。	既設プールは事業予定地東側を含め、現存する施設、設備等を解体し、更地にして事業者へ引き渡す想定をしています。	
14	○			9	1	(6)	ア		表1-3 事業予定地の概要 「用途地域等」にて「都市施設(公園)の除外の手続きを進めているが、場合により同法54条に適合する整備が求められる可能性がある。」とありますが、いづれ確定するか教えてください。また、上記に適合した上で同法53条の許可が必要となると思われますが、都市公園法における5条又は6条許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段: 都市施設(公園)の除外の可否及び時期については未定と聞いております。 後段: 不要です。	
15	○			9	1	(6)	ア		表1-3 事業予定地の概要 日影規制について。北側の知多市ふれあい公園は市街化調整区域のままと考えてよろしいでしょうか。(規制時間が変わるため)	北側の知多市ふれあい広場も市街化区域に編入されました。	

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
16	○			9	1	(6)	ア		表1-3 事業予定地 地の概要	都市公園からの除外及び市街化調整区域から市街化区域への編入を予定しているとのことですが、本契約の締結予定までに除外及び編入の可能性はありますか。	都市公園からの除外及び市街化区域への編入は契約までに完了します。
17	○			9	1	(6)	ア		表1-3 事業予定地 地の概要	北側に敷設の汚水排水管φ250は解体予定となっておりますが、短時間にプール排水を行う為に汚水排水管φ250を利用することは可能ですか。	敷地内北側の汚水排水管φ250は解体するため、利用できません。
18	○			9	1	(6)	ア		表1-3 事業予定地 地の概要	本施設は避難所としての指定は予定されているでしょうか？	予定していません。
19	○			9	1	(6)	ア		表1-3 事業予定地 地の概要 インフラ整備 状況	敷設されている配管について、資料をご提示いただけないでしょうか	事業者にて各関係課、各インフラ事業者にお問い合わせください。
20	○			10	1	(6)	エ	(7)	営業日数・ 営業時間	自主事業の提案施設の営業時間は、別途に設けることは可能でしょうか。	本施設の営業日・時間の範囲内において、事業者提案によるものとします。
21	○			10	1	(6)	エ	(7)	営業日数・ 営業時間	大規模修繕は発注者側で直接行うものとなっておりますが、この期間は営業日数(300日以上)に含むものと考えてよいでしょうか。	大規模修繕における期間については、事象が発生した時点で事業者と組合の協議になります。
22	○			10	1	(6)	エ	(7)	表1-4 施設の営業 日・運営 時間の概要 (予定)	プール一般利用者(個人/団体)とありますが、プールは学校利用以外の団体利用も想定されていますでしょうか。 (ウ)施設利用方法aプールには自由利用を原則とあります。)	想定していません。
23	○			10	1	(6)	エ	(7)	表1-4 施設の営業 日・運営 時間の概要 (予定)	開館時間9時～21時を延長できますか。	延長についてご提案ください。
24	○			10	1	(6)	エ	(イ)	利用料金	子どもの利用料金に関して、事業者の提案となっておりますが、子どもとは何歳～何歳と考えれば良いでしょうか。それらも提案という理解でよろしいでしょうか。	子どもは中学生以下を想定しています。なお、高校生の利用料金引き下げ等に関する提案を妨げるものではありません。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
25	○			10	1	(6)	エ	(イ)	利用料金	プール利用及びトレーニングジム利用ともに税込500円が上限となっておりますが、両方共利用される場合は500円+500円=1000円と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
26	○			10	1	(6)	エ	(イ)	利用料金	月額会費を引き落とす月額利用料金制を導入する場合、1回あたりの上限金額の考え方をお示し頂けますでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
27	○			10	1	(6)	エ	(イ)	利用料金	条例の範囲内であれば、定期券や回数券等の販売方法は事業者の自由提案との解釈でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
28	○			10	1	(6)	エ	(イ)	利用料金	障がい者の利用料金及び介護者においても、自由提案との解釈でしょうか。(条例での縛りはないとの理解で宜しいでしょうか)	事業者の提案によるものとします。
29	○			11	1	(6)	エ	(ウ) a	プール	プールについては、自由利用を原則とする。とありますが、予約や団体利用を認めないとの理解でよろしいでしょうか。	団体利用については提案によるものとしますが、一般利用者も同時利用できるようにしてください。
30	○			11	1	(6)	エ	(ウ) b	トレーニングジム	トレーニング機器の種類により対象年齢が異なるとありますが、トレーニングジムの利用自体の年齢制限については事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	○			11	1	(6)	エ	(ウ) e	駐車場運営方針	駐車料金を減免(無料)する。とありますが、時間制限を設けてもよいのでしょうか。	原則、時間制限は設けないこととします。駐車場ゲートの設置は、施設利用者以外の駐車を防止する意図です。
32	○			11	1	(6)	エ	(ウ) e	駐車場運営方針	本施設周辺は現在駐車場は無料ですが、本施設のみ有料にする意図はございますでしょうか。もしくは、周辺施設も有料になる予定でしょうか。	周辺の知多市公共施設の駐車場料金の計画については、現時点では未定と聞いております。駐車場ゲートの設置は、施設利用者以外の駐車を防止する意図です。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
33	○			12	1	(6)	オ	(ウ)	利用機能別利用者数	利用機能別利用者数について過去5年間の既存施設開業時期、一般客利用者数、学校利用者数をご教授ください。	知多市営海浜プールは毎年7月上旬から8月まで開業しておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、開業しておりません。また、知多市営海浜プールでは学校水泳授業による施設利用実績はありません。 平成28年度から令和元年度までの利用人数は次のとおりです。 令和元年度(2019年度):18,233人 平成30年度(2018年度):21,139人 平成29年度(2017年度):24,058人 平成28年度(2016年度):23,588人
34	○			12	1	(6)	オ	(ウ)	利用機能別利用者数	需要予測人数は1年当たりとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	○			12	1	(6)	オ	(ウ)	表1-6 利用機能別利用者数	項目欄、プールのその他とは具体的に何を指しますでしょうか。	その他の項目は、幼児や介助者を指します。
36	○			13	1	(6)	キ		健康増進施設認定制度の適用	全国の公共施設でも運動型健康増進施設の認定取得はわずかですし認定コストもかかりますが、必須でしょうか？	施設の整備・運営を行うに当たり、運動型健康増進施設の認定を受けられる水準を確保することを要求するという趣旨で掲載しています。なお、認定申請は組合で行いますが、書類作成等で協力をお願いする場合があります。
37	○			13	1	(6)	キ		健康増進施設認定制度の適用	認定を取得することが想定されるとありますが、こちらは事業者側で取得するということでしょうか。またその場合は事業期間内に取得すればよろしいということでしょうか	要求水準書(案)に関する質問回答No.36をご参照ください。
38	○			13	1	(6)	キ		健康増進施設認定制度の適用	「運動型健康増進施設」の認定を取得することが想定される。とありますが、認定に関する手続きは事業者が行い取得をするということでしょうか。また、認定要件の詳細がございましたら、お示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.36をご参照ください。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
39	○			13	1	(6)	ク		ライフステージ別事業展開イメージ	ライフステージ別事業とは、事業者が提案する自主事業のイメージと同じという認識で良いでしょうか？	事業者が提案する自主事業で、「表 1-7 事業展開イメージ」のライフステージを対象とした講座を1講座以上企画し、実施することを期待しています。
40	○			13	1	(6)	ク		ライフステージ別事業展開イメージ	「両市の学校プール授業での施設利用が計画されており、学校利用に必要な水泳指導員の配置、バスによる送迎を行い、学校利用を団体利用枠として受け入れ、実施する予定である。」とあります。これらの学校利用に係る費用は、入札時には提示する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。 また、上記費用については事業者の決定後に、協議のうえ決定するとの理解でよろしいでしょうか。	前段：詳細は、入札公告時に提示します。 後段：お見込みのとおりです。
41	○			13	1	(6)	ク		ライフステージ別事業展開イメージ	学校利用を団体利用枠として受け入れ、実施する予定である。この利用に係る費用は、適切な単価設定により利用団体が負担することとする。とありますが、学校利用と一般団体利用共通の団体利用単価を設定するという理解でよろしいでしょうか。	団体利用単価の導入や料金は事業者提案によるものとします。団体利用単価を導入する場合の、学校利用と一般団体利用の利用者単価の設定についても、事業者提案によるものとします。
42	○			14	1	(6)	ク		表1-7事業展開イメージ	具体的に示されていますが、学校利用がかなり入る中でプールでの事業をできる余地は限られると思慮します。表1-7の事業全てが必須事項ではないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.39をご参照ください。
43	○			17	2	(3)	ア (7)	a (b)	施設配置	周囲の公園との連携について。東側の余剰地について考慮必要な事がありますか。また、アクセスの確保する事以外に想定されている連携はありますか。	特にありません。
44	○			17	2	(3)	ア (7)	a (b)	施設配置	残りの敷地の活用方法はどのようにお考えでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.43をご参照ください。
45	○			17	2	(3)	ア (7)	a (d)	施設配置	「事業予定地内において土量バランスを図る」とありますが、解体工事完了後の地盤設定についてご教示ください。	概ね現況地盤と同等と想定しますが、解体設計中のため、改めて情報を開示する予定です。
46	○			18	2	(3)	ア (イ)	b	備品等	工事を伴う備品とは、電源工事も含むのでしょうか	「設置に際して工事を伴う備品等で、かつ施設と一体化するもの」のため、電源工事のみの場合は含みません。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答		
47	○			19	2	(3)	ア	(ウ)	b	(g)	建物内部	「天井は特定天井にしない」とありますが、計算等で安全性を確認された場合についても不可ですか。	安全性が確保されたものは提案可能です。要求水準書(案)を修正し、入札公告時に提示します。
48	○			24	2	(3)	エ	(イ)	c	(f)	衛生設備等	地下ピットはプール温浴施設以外のエリアも必要でしょうか？	事業者提案によるものとします。
49	○			24	2	(3)	エ	(イ)	c	(f)	衛生設備等	地下ピットを設けることとありますが、意匠計画で事業予定地内で土量バランスを図ることともあります。両方の条件を満たすことは難しいと思われます。どのようなメンテナンスのしやすさを考慮しているのでしょうか、また、他の方法で同じ対応が可能であれば地下ピットを設けない提案も可能でしょうか。	原案のとおりとします。
50	○			24	2	(3)	エ	(イ)	e	(a)	ろ過設備	プールの各槽に濾過器を設けることとありますが、25m以外のプールについては、一台の濾過器で集中処理してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	○			25	2	(3)	オ	(オ)	b		電力	「現知多市営海浜プール機械室内に高圧線の引き込みがある。現況及び計画は、関係機関に確認のこと。」とありますが、関係機関とは具体的にどこのことでしょうか。	中部電力パワーグリッド株式会社となります。
52	○			26	2	(3)	カ	(ア)			災害時等の施設安全性の確保	災害時に一時退避できるスペースとありますが、災害時にはジムやスタジオ、エントランス等のスペースを有効活用するという事でよろしいでしょうか。また、どの程度の間、一時退避することを想定していますか。	ジムやスタジオ、エントランス等のスペースを有効活用する提案も可能ですが、動線等に配慮してください。避難は「一時」であり、避難所等として使う想定ではありません。
53	○			27	2	(3)	キ	(ア)	b		プール	学校利用時は25m8コース全面と浅い水深のプールを使用し、多目的プールのみ一般利用が可能という理解でよろしいでしょうか。	多目的プールのみ一般利用を可能としてください。なお、学校利用時における25mプールと浅い水深のプールの活用方法は、学校利用に支障がでない範囲であれば、事業者の提案を妨げるものではありません。
54	○			27	2	(3)	キ	(ア)	b	(a)	プール	水泳用プールと多目的プールを一つのプールとする事は不可でしょうか？(コース数は変えない)	可能です。
55	○			27	2	(3)	キ	(ア)	b	(b)	プール	「25mプール及び水深の浅いプールにおいて両市の学校利用が予定されることを前提に」とありますがどの程度の範囲(25mプールのコース数や浅いプールの学校で使用する想定面積等)を学校で利用される予定でしょうか。	25mプール、浅い水深のプールは全面的に使用する想定です。
56	○			27	2	(3)	キ	(ア)	b	(d)	プール	25mプールについて。「スイミングスクール開催時においても一般利用が可能のように」とありますが学校授業時の一般利用は必須ではないという解釈でよろしいでしょうか。	必須ではありません。多目的プールのみ一般利用を可能としてください。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号					項目等	質問内容	回答	
57	○			28	2	(3)	キ	(ア)	b	(g)	プール	多目的プールの水温は高めとありますが一般プールの水温と同じは不可でしょうか？	ユニバーサルデザインの視点から高めの温度を想定しますが、具体的な温度は事業者の提案によるものとします。
58	○			28	2	(3)	キ	(ア)	b	(g)	プール	多目的プールの水温は、高めの水温設定とすること。とありますが何℃程度の想定をされているかお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.57をご参照ください。
59	○			28	2	(3)	キ	(ア)	d	(b)	器具庫	「学校利用時に授業で使用する備品を保管できるスペースを確保すること。」とあります。保管スペースの面積はどの程度必要となるかご教示ください。	学校利用時に授業で使用する備品は、学校利用時における同時利用率を考慮し、ビート板100枚程度(3クラス分相当)を想定しております。具体的な面積は事業者提案によるものとします。 要求水準書(案)を修正し、入札公告時に提示します。
60	○			28	2	(3)	キ	(ア)	d	(b)	器具庫	授業で使用する備品保管はどの程度の面積が必要でしょうか。(例えばビート板の枚数等)	要求水準書(案)に関する質問回答No.59をご参照ください。
61	○			28	2	(3)	キ	(ア)	d	(b)	器具庫	各学校の備品移設用の器具庫が必要との事ですが大きさ(m ² 数)をご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問回答No.59をご参照ください。
62	○			28	2	(3)	キ	(ア)	d	(b)	器具庫	各校で使用している備品(ビート板等)の移設を予定する。とありますが、各学校(10校)分の備品保管スペースが何m ² 程度必要かお示しいただけますでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.59をご参照ください。
63	○			29	2	(3)	キ	(イ)	b	(e)	スタジオ(兼)講義室	”音が室外に漏れないよう防音壁に対す等適切な対策(遮音等級D-60、騒音等級N-30、騒音評価NC-25程度)を講じること”とありますが、運営側が問題ないと判断する場合は、この基準に当てはめなくてもよいとの判断でよいですか。	講義室としての利用も想定していることから、要求水準書に定める対策を行うものとしてください。
64	○			30	2	(3)	キ	(ウ)	b	(e)	飲食・休憩スペース	「自動販売機を適宜設置すること。」とあります。自動販売機の設置については、要求水準書6頁、表1-2の機能欄の自主事業(教室・物品販売等)と同じ区分との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	○			30	2	(3)	キ	(イ)	a		更衣室ゾーン	ランナーのために更衣室を有効活用し、ランニングステーションとすることは可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
66	○			30	2	(3)	キ	(イ)	c	(b)	多目的更衣室	多目的更衣室およびシャワー室について。複数設置とありますが車いす使用者が連続して来館した場合は順番に更衣してもらう事を想定し、その内1室以上を車いす使用とすると考えてもよろしいですか。	原案のとおりとします。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号					項目等	質問内容	回答
67	○			30	2	(3)	キ	(I)	d	スクール用更衣室	学校利用のない日のスクール更衣室は一般開放可能でしょうか。	可とします。
68	○			30	2	(3)	キ	(I)	d (d)	スクール用更衣室	学校利用時一度にクラス単位で洗体可能とありますがプールサイドにてそれを敷設する場合スクール更衣室内のシャワーは不要としてもよろしいでしょうか？	学校利用時に使用するシャワーは、クラス単位で洗体可能なシャワーが学校利用の動線上にあれば、スクール用更衣室の内外を問いません。
69	○			30	2	(3)	キ	(I)	d (d)	スクール用更衣室	スクール更衣室内のシャワー室の数は適宜とし、「クラス単位で洗体可能なシャワー」はプール入室前に強制シャワーを設けることでよろしいですか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.68をご参照ください。
70	○			31	2	(3)	キ	(カ)	a	その他	一般利用者と児童の動線は極力交錯しないようにするという要望があります。「観覧スペースは学校利用時には見学者も利用する想定をしている。」とありますが、学校授業時は観覧スペースを占有するという解釈でよろしいですか。また、観覧スペースは一般用と学校用でそれぞれ設けてもよろしいですか。	学校利用時は観覧スペースを占有する必要はありませんが、一般用と学校用でそれぞれ観覧スペースを設ける提案は可能です。
71	○			31	2	(3)	キ	(カ)	a	その他	観覧スペースは上階から全体を俯瞰する位置でも問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	○			32	2	(3)	キ	(キ)	a (b)	駐車場	駐車場は立体駐車場も可能でしょうか。	安全性や利便性、景観等に配慮することを前提に、提案は可能とします。
73	○			33	2	(3)	キ	(キ)	c (a)	植栽計画	現在植わっている計画敷地内の植栽はどのようにお考えでしょうか。	解体します。
74	○			34	2	(4)				電波障害調査業務	施設規模に関わらず電波障害の調査は必須という事でしょうか？	施設規模に関わらず電波障害の調査は必要とします。ただし、机上調査で不要であることが確認できた場合は、実地調査は不要です。
75	○			34	2	(4)				電波障害調査業務	事業地周辺には、西側広場等を隔てて既成集落が存在するものの、近隣には目立った建物がございません。「電波障害調査」について、発注者側で事前に想定される対象施設や範囲等がございますか。主は西側の既成集落と考えて良いですか。	調査範囲については、事業者提案を踏まえ、組合との協議により決定します。
76	○			36	3	(2)	イ	(I)		近隣調査・準備調査等	「必要に応じて近隣住民、知多運動公園利用者等へ工事内容を周知徹底して理解を得るよう努めること。」とあります。この文章における近隣住民とは、具体的などの範囲を想定されておりますでしょうか。	事業者にて適切な範囲を想定いただき、ご提案ください。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
77	○			37	3	(2)	ウ	(イ)	近隣調査・準備調査等	近隣住民との調整、近隣住民への説明、とありますが、どの地域という具体的な範囲がありますでしょうか。	事業者にて適切な範囲を想定いただき、ご提案ください。
78	○			42	4	(2)	ア	(ア)	広報活動	事業者は、運営開始日より各種大会やイベント、関係団体や一般団体等による利用が行われるよう、十分な広報・宣伝活動を行うこととありますが、大会利用や団体利用も想定されていますでしょうか。	事業者提案によるものとします。
79	○			43	4	(3)	イ		開館式典の実施業務	開館式典は組合が主催、具体的な内容は事業者の提案とありますが、どのような線引きをお考えでしょうか。	来賓等を招待する開館式典は組合で主催しますが、開館式典及び開館記念イベントの企画については、組合と協議の上、事業者が実施するものとします。
80	○			44	5	(1)	ウ		維持管理業務に係る仕様書	添付資料9の維持管理業務項目の実施概要にて回数に記載されていますが、毎日を営業日と読み替える等、要求水準書を満たす品質管理体制行いう場合、事業者により仕様を定めて提案が可能との理解で宜しいでしょうか。	毎日を営業日と読み替えることは可能ですが、年間や月間の実施回数が示されているものについては、回数を満たすものとしてください。
81	○			46	5	(1)	キ	(ウ)	業務従事者	業務従事者にて維持管理責任者の選任および各業務区分責任者、各業務担当者の選任・配置が求められていますが、要求水準書を満たす管理体制を構築した場合、非常駐でも可能との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書を満たすことを前提としたうえで、維持管理業務責任者、各業務区分責任者、各業務担当者は常駐する必要はありませんが、運営業務責任者は常駐とすることとします。
82	○			54	5	(8)			修繕業務	修繕業務の対象として「建築物、建築設備、外構等」が挙げられていますが、「備品等」の修繕・更新は維持管理業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	備品の修繕・更新については、備品等保守管理業務として維持管理費に含めています。分かりにくい表現のため要求水準書(案)を修正し、入札公告時に提示します。
83	○			54	5	(8)	エ		修繕業務	修繕費として計上する年間4,000千円(税別)は、入札時に入札価格に含めて計上するというのでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	○			54	5	(8)	エ		修繕業務	修繕に必要な経費として年間4,000千円(税別)を計上となっております。この経費の支払いとしてサービス購入費とは別に支払いがあった上、年度末に精算を行い、残高が生じた場合、返還するとの理解で宜しいでしょうか。また超過する場合は、組合と協議の上、対応方法を決定するとの理解で宜しいでしょうか。	修繕に必要な経費年間4,000千円(税別)はサービス購入費に含めます。長期修繕(保全)計画を作成して、予防保全を基本に計画的に維持管理を行ってください。年度ごとの残高分の返還は必要ありません。修繕費が不足し修繕等ができない場合は、組合と事業者との協議により対応方法を検討します。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
85	○			54	5	(8)	エ		修繕に必要な経費として、年間 4,000 千円(税別)を計上とありますが、建築設備において、メーカーと保守契約を結ばない場合には都度の修理代金として部品代や出張費、技術料が発生します。また、保守契約した場合には故障時の修理代が特殊な部品代だけになるなどの違いがあります。ここで言う修繕に必要な経費には、保守契約費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	建築物、建築設備、備品等の保守管理に関する費用は、建築設備保守管理業務としてサービス対価には含みますが、修繕業務における「修繕に必要な経費」には含まないものとします。	
86	○			54	5	(8)	エ		事業者は、修繕に必要な経費として、年間4,000千円(税別)を計上し、組合はこの金額を毎年度支払うこととする、とあります。 この解釈としては、毎年均等払いで4,000千円(税別)の支払がされ、事業期間中20年間で80,000千円(税別)を見込んで計画的に修繕業務を実施できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
87	○			54	5	(8)	エ		修繕に必要な経費として、「年間4,000千円(税別)」とありますが、「備品等」の修繕・更新費用は含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。(「備品等」の修繕・更新費用は、貴組合が別途負担されるとの理解でよろしいでしょうか。)	要求水準書(案)に関する質問回答No.82をご参照ください。	
88	○			54	5	(8)	エ		大規模修繕を除く修繕業務は事業者の提案による金額ではなく、年間4,000千円(税別)の固定金額で実施するとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.84をご参照ください。	
89	○			54	5	(8)	エ		年間4,000千円(税別)を計上し、組合はこの金額を毎年度支払うこととする。とありますが実際の経費との差額はどのようになりますでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.84をご参照ください。	
90	○			57	6	(1)	ク (カ)	a	安全・衛生管理 法律上、短時間労働者などは健康診断の受診は任意となっていますが、年1回以上の実施が必要でしょうか？	雇用者の特性に応じて、法律に基づき実施してください。	
91	○			58	6	(1)	ク (キ)	c	緊急時(急病・災害等)の対応 「災害時等の対応として、その運営に全面的に協力すること。」とあります。具体的にどのような協力を想定されておりますでしょうか。	具体的な想定がないことから、要求水準書(案)を修正し、入札公告時に提示します。	
92	○			59	6	(2)	ア (ア)		統括管理責任者は要求水準書を満たす管理体制を構築した場合、運営業務責任者または維持管理業務責任者との兼務が可能との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
93	○			61	6	(3)	オ		備品等管理業務	現在、貴組合の備品管理について、表示票の貼付け等、どのように実施されているかご教示ください。	標示票を貼り付けることとしております。
94	○			65	6	(6)	ア		両市との利用調整業務	学校利用に関わる利用調整とは具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。また利用調整”等”との記述がございますが、学校利用に関わる利用調整以外の業務を具体的に想定されておりますでしょうか。	「参考資料 学校利用に関する支援業務」に関する利用調整や関連事項を、両市と協議することを想定しています。
95	○			65	6	(7)			自主事業	広告収入も自主事業収入とみることは可能でしょうか。	自主事業収入に含まないこととします。
96	○			65	6	(7)	イ		自主事業	各ライフステージを対象とした講座を1講座以上企画し、実施することとありますが通年での開催をお考えでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
97		3							添付資料3 事業予定敷地範囲図	既設の建物、インフラの切り回し、撤去は全て別途と考えてよいですか。この公告資料だけで判断しています。	既設の建物、インフラの撤去は全て別途です。公園のためのインフラ切り回しは別途行いますが、本施設整備のためのインフラ切り回しは想定していません。
98		6							添付資料6 必要諸室リスト(参考)	・①プールゾーン・プールの多目的プールですが、その多目的について、具体的なイメージをお持ちですか？また、どのような方に使って頂きたい。という想定はされていますか。	前段: アクアピクスや水中歩行等を行う水中運動用の多目的プールを想定しています。 後段: より幅広い方々に使っていただきたいと考えています。
99		9							添付資料9 主な維持管理業務項目詳細一覧	主な維持管理業務一覧の環境衛生業務の内、空気環境測定業務がありますが、ビル管理法に該当しない場合でも実施は必須でしょうか。	ビル管理法に該当しない場合でも実施をお願いします。
100		9							添付資料9 主な維持管理業務項目詳細一覧	空気環境測定業務でホルムアルデヒド測定が年1回となっていますが、初年度のみでよろしいでしょうか。	ホルムアルデヒド測定については、初年度のみで差し支えありません。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	質問内容	回答
101			○	2	2	(1)	ア		学校利用に関する支援業務	指導補助員を1クラス2名程度配置する事とされていますが、1コマあたり210人程度、6クラスなので12人の補助員を準備する、と理解しますが、具体的な業務(例えばプールサイドから監視する者・練習で水泳補助をする者、トイレや突発ケガ等の対応をする等)内容をご教示下さい。	学校水泳における業務内容は、事業者選定後に両市との協議となります。
102			○	2	2	(1)	カ		学校利用に関する支援業務	「児童の入退出は学校側の管理のもと行うこととする。」とありますが、事務室は児童の動線上に面する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する意見への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	意見内容	回答	
1	○			3	1	(3)	イ		事業方式	学校利用への支援業務は、本事業とは別事業となっておりますが、本事業の落札事業者が担う建付けになっており、学校教育の一端を担う責任の重い事業であると考えます。 ですので、落札者決定基準においても「学校利用への支援業務実績」、具体的には学校水泳指導実績や送迎実績を評価項目とすることをご検討下さい。	ご意見として承ります。	
2	○			6	##	(3)	エ		表1-2	自主事業(特に教室等)における光熱水費については明確な切り分けが困難なことから、事業者負担から外していただきたい。	原案のとおりとします。	
3	○			9	1	(6)			表1-3 事業予定地の概要 用途地域等	インフラ整備の検討をするにあたり、現地見学会で確認できなかった箇所があるため、インフラ関係(水道、下水、雨水排水、電気、ガス)の敷設図面の公表をお願い致します。	事業者にて各関係課、各インフラ事業者にお問い合わせください。	
4	○			10	1	(6)	エ	(ア)	営業日数	定休日・年末年始、水抜清掃等を考慮すると300日以上 の営業という条件をもう少し緩和していただきたい。	原案のとおりとします。	
5	○			11	1	(6)	エ	(ウ)	b	施設利用 方法	トレーニングジムについては安全性を考慮して、高校生以上といった制限を加えていただきたい。	事業者提案によるものとします。
6	○			43	4	(2)	ア	(イ)		広報活動	運営開始日の6か月前までにホームページの開設と電話等による案内をすることになっていますが、未確定な情報を提供する期間を短縮するため、早くとも3か月前に変更を検討いただきたい。	ご意見として承ります。
7	○			45	5	(1)	オ			業務報告書等	計画書、報告書の提出が多岐にわたり、維持管理・運営業務の負担になると予想されます。四半期報については提出物から除いていただきたい。	四半期報はサービス対価の支払いに合わせた報告書のため、提出物としています。
8	○			54	5	(8)	エ			修繕業務	事業者は、修繕に必要な経費として、年間4,000千円(税別)を計上し、組合はこの金額を毎年度支払うこととする、とあり、この場合、事業期間中20年間で80,000千円(税別)となります。当方の維持管理経験上、事業期間が20年の場合、大規模修繕まではいかないとしてもプール設備や熱源設備等の機器部分更新が発生すると想定され、80,000千円(税別)では、収まらない可能性があるかと危惧しております。もう若干の上乗せをご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

健康増進施設整備・運営事業

要求水準書(案)に関する意見への回答

No	本編	添付資料	参考資料	頁	項目番号				項目等	意見内容	回答
9	○			56	6	(1)	才		業務報告書	計画書、報告書の提出が多岐にわたり、維持管理・運営業務の負担になると予想されます。四半期報については提出物から除いていただきたい。	要求水準書(案)に関する意見回答No.7をご参照ください。
10	○			56	6	(1)	ク	(イ)	業務実施体制の届出	本業務は指定管理者制度での運用であるため、警備業法の対象外になると思われますので、警備業法参照の部分は除いていただきたい。	警備業法の認定は不要ですが、プール監視としては警備業法の業務内容の水準を満たして安全性を確保することを要求するという趣旨で掲載しています。
11	○			56	6	(1)	ク	(イ)	業務実施体制の届出	業務従事者はパート、アルバイトを含めると相当の人数となることから、履歴書・資格証明の提出は総括責任者と運営業務責任者のみにしていただきたい。	ご意見として承ります。
12		3							事業予定地位置図	事業予定地に現存する緑地(樹木)について残置(利用)する提案は可能でしょうか。ご教示ください	解体工事では、工事範囲に現存する施設、設備等を全て解体し、更地にして事業者引き渡す想定をしております。詳細については、現在実施している解体工事設計の中で検討してまいります。
13		3							事業予定地位置図	事業予定地内の西側、北側にある駐車場について、その全部又は一部を残存させる提案は可能でしょうか。ご教示ください	要求水準書(案)に関する意見回答No.12をご参照ください。